

# 生活困窮世帯を取り巻く課題

## ～生活福祉資金貸付制度からみる低所得世帯の暮らしと社協の取り組み～

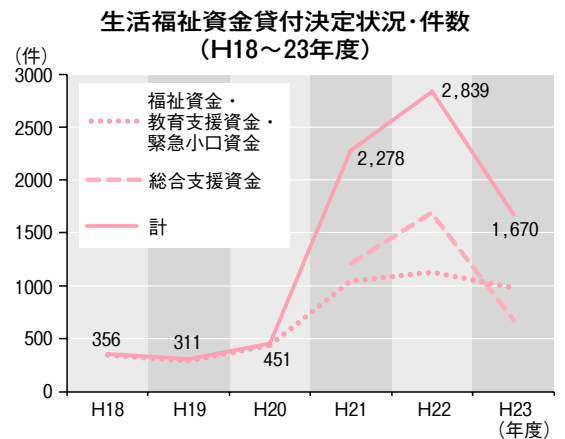
厳しい経済・雇用情勢が長期化する中、生活困窮者をめぐるさまざまな生活課題が顕在化するとともに、行財政難の中、増加する生活保護は制度のあり方が検討されるなど、今、改めてどのような制度・施策が求められ、支援に結び付けることが必要なのか大きな課題となっています。そこで今回は、生活福祉資金貸付制度の動向と今後の支援のあり方についてまとめます。

生活福祉資金貸付制度は、その創設以来、社協と民生委員による相談支援を基本として、社会福祉法第2条第2項第7号に規定されている第一種社会福祉事業です。従来から生活福祉資金は、一定の生活が成り立っている低所得世帯層を中心に支援を行ってきましたが、支援の対象や目的が社会的な背景により変化してきた、言い換えれば柔軟に運営されてきた制度です。

平成21年10月に行われた制度改正では、資金種別が統廃合されたほか、連帯保証人要件の緩和、貸付利率の引き下げ、新たな資金の創設などがありました。生活福祉資金貸付制度は、第2のセーフティネット施策として位置づけられたこともあり、リーマンショック以降の厳しい経済・雇用情勢を受け、貸付相談・決定件数も激増した経過があります。

【グラフ】  
制度見直し後の状況を受けて、改めて社協や民生委員の役割について考える時期を迎えているといえます。

**生活を再建するために**  
失業者等の生活再建支援を目的とする総合支援資金では、「勤めてきた会社の経営が悪化し、人員整理の対象となった」「派遣社員として就労してきたが、継続が難しくなった」など、再就職の活動に取り組む理由



は人それぞれに違います。定期的な収入が途絶えたことから、貯貯金での生活を送るにも限りがあります。家賃や光熱水費などの支払いに困り、社協を訪れる人が少なくありません。

相談者の中には、生活の基盤である住居を失い友人宅に身を寄せていたり、ネットカフェ等を利用しながら就職活動を行っている人もいます。また、社協へ相談に至るまでに利用した金融機関等のキャッシングローンや住宅ローン等の負債が大きくなり「生活再建」のために、どのような支援が必要なのかを考えるに悩ましい相談も入ります。

ある意味、雇用施策の一環として位置づけられ、創設された「総合支援資金」ではありますが、償還が本

格的に始まる中で「生活再建」の意味や貸付制度の支援のあり方を考えることが必要な時期を迎えています。生活再建や貸付金の返済のためには、一定の収入を得ることが可能な仕事に就く必要があります。就労に結び付かないうちに貸付期間が終了した場合、本資金による支援の有効性を考えてしまうこともあります。

総合支援資金の貸付限度額は340万円、償還期間は最長20年。世帯によっては、他の債務の支払いと重なり、さらに生活費を圧迫することにもつながりかねません。

離職し就労先を探す状態の人への生活支援として「貸付」という手段が適切であるのか、どのような施策とつながる必要があるのか、再度、検証することが求められるのではないかと考えられます。

### 子どもを取り巻く環境の厳しさ

毎年、冬が近づくにつれて、相談数が増加するのが高校・大学等の教育費の貸付である「教育支援資金」です。母子や父子世帯からの相談も増加する中、子どもを取り巻く環境も実にさまざまです。健康状態が不安定なことから、十分な就労が難しい親権者、生活保護受給世帯、配偶者等からの暴力により住民票を現居住地に置くことが難しい状態にある世

帯、過去に自己破産等の経歴があり、他の資金の活用が難しい世帯など、生活状況が複雑であることも少なくなく、福祉事務所・児童相談所、行政機関や学校、児童養護施設そして児童委員の関わりにより、社協の相談へつながっていくこともあります。

子どもの教育費用は、授業料ばかりではなく、制服代や部活動費などの諸経費、修学旅行代なども必要です。教育支援資金で対応できるのは一部でしかなく、不足する費用を世帯として準備しなくては、学業を続けることも難しくなります。学業の継続、将来の夢に向けて、子ども自らが家計の助けとなるようにアルバイトをし、無事卒業できたことを社協の相談員に報告にきたというエピソードが聞かれることもあります。

## 複雑化する生活課題を受けとめる

生活福祉資金の相談の多くは、経済的な困窮を主訴としています。時には刑務所を出所し、更生に向けて就労先を探す方から生活費の借入についての相談もあります。

相談者は、複合的な生活課題を抱えています。その根底には、不安定な雇用形態・低賃金・失業等にとどまらず、そこから経済的要素が不安定となり、家族関係の破たんや日常生活環境の悪化につながるなどさまざまなであり、問題はさらに重層かつ複雑化しています。

そういった生活課題を抱える相談者の世帯は社会的なつながりが持ちにくい状況に置かれていることも少

## 「生活福祉資金」の資金種類

### <総合支援資金>

失業などにより、生活の維持が困難になった世帯へ生活費及び必要資金の貸付

☞生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費

### <福祉資金>

低所得世帯、障害者や日常生活上療養または介護を必要とする高齢者のいる世帯などに対して、日常生活を送る上で、一時的に必要な費用の貸付

☞福祉費、緊急小口資金

### <教育支援資金>

低所得世帯に対して、学校教育法に定められた高等学校、大学などへの進学や通学に必要な経費を貸付

☞教育支援費、就学支度費

### <不動産担保型生活資金>

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保に生活費を貸付

☞市町村民税非課税程度世帯向け、要保護世帯向け

※詳しい貸付条件等については、お近くの市区町村社協にお問い合わせください。

なくありません。そのような状況から、社会的に孤立しがちな相談者と地域をつなぐ入口に社協はあってもいえます。生活基盤が不安定となった際に、地域や社協、民生委員などの相談窓口とのつながりが持てるようなくみづくりが求められているのではないのでしょうか。

## 自立に向けた支援を

生活福祉資金は、もともと低所得世帯を対象とした貸付制度であるため、毎月の償還が順調に行われる世帯ばかりではないのが実情です。そのような中、返済が開始されて1年も経たない間に破産手続きを開始する借受者がいる一方で、毎月、なんとか償還を行っている方、電話で状況を伝えてくれる方もいます。

従来の資金では、主に民生委員が相談支援を担っていました。社協としても、償還時期の取り組みとして、さまざまな通知による連絡を行うのですが、就業や家族構成の変化により転居されてしまう世帯もいます。そこでこれまでは、民生委員の関わりにより、世帯の変化や償還が滞る状況が社協に報告され、適宜支援を行うことで対応してきました。

しかし、民生委員の関わりがない資金については、特に世帯の生活実態の把握が難しい状況です。もともと地域との関係性が希薄な状況下で

就労先を求めて転居を繰り返す借受者も少なくありません。郵送物が届かなくなり、住民転出届が行われていないといった状態の借受者も後を絶たないのが現状です。現在の制度や社協のみによる支援や関わりが限界があることが認識されます。

## 地域福祉推進を担う社協として

低所得者世帯・生活困窮世帯の地域資源としてある「生活福祉資金」を入口として、相談者が抱える生活課題を「今日的な福祉課題」と捉え、さまざまな関係機関・団体等と連携し、ネットワークを再構築していくことが喫緊の課題です。

「生活福祉資金」を住民の生活を支えるひとつのサービスとして捉え、相談の中で地域のニーズを見つけて出すことも可能といえます。低所得世帯の子どもを対象とする学習支援ボランティアへのスペースの提供などの日常生活圏域での支援の検討、生活保護をはじめさまざまな制度・施策サービスの充実はいままでもありません。

一人ひとりの生活上の困難さを地域の福祉課題として捉え、関係機関・団体や地域住民活動等と連携・協力して、その解決に当たること、地域福祉の推進が今まさに求められているといえます。

(生活支援担当)